

トラブル増加中！

# 「不用品買い取ります」

～訪問購入にはルールがあります～

お問い合わせ 消費生活センター（平日）午前9時～午後4時

☎57-8143

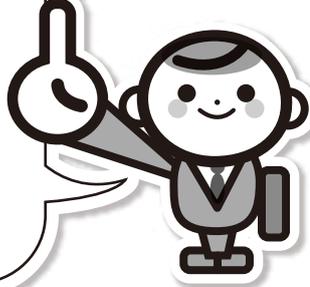
消費者ホットライン  
188 (嫌や！泣き寝入り)

「古着を買い取る」という電話があり、訪問を受け入れたが、すぐに「貴金属をみせてほしい」と言われ、そのまま安い金額で買い取られてしまったという相談が増えています。訪問買取から消費者を保護するために、特定商取引法で、『訪問購入』の勧誘方法などが規制されています。不安を感じたら消費生活センターへまずは、相談しましょう！

## 【主な規制の内容】

- ・ 売主からの依頼がない飛び込みの勧誘は禁止されています。また買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止です。
  - ・ 事業者への連絡先などの記載された書面が交付されません。
  - ・ クーリングオフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます。
  - ・ 書面を受け取ってから8日間は、無条件で解約できる「クーリングオフ」が適用になります。
- ※本や家具など一部規制の対象外があります。

## アドバイス



- ・ 突然やってくる買い取り業者は家には入れない。
- ・ 業者の来訪時、勧誘されたときと異なる物品を見せるように言われても、安易に見せない。できれば一人で対応しない。
- ・ 買い取り業者の住所や電話番号、物品の種類、買取価格などの記載された書面をもらう。
- ・ 契約しても物品をすぐに渡さない。クーリングオフ期間中は手元に置いておける。

## 首都圏情報コーナー

### 第23回産業振興フォーラム開催！

8月20日(日)、青山のアイビーホールで「障がい者福祉」をテーマにした「産業振興フォーラム」が開催され、約70人の聴衆を集める盛大な会となりました。

第1部講演は、障がい者就労トレーニングファーム「チャレンジド立野」の後賀田施設長が、「佐渡を守る障がい者く地域と一体となった活動がお互いの元気に」という演題で、佐渡に9カ所ある障がい者の就労支援施設の一つの概要を紹介しました。



取り組みを紹介する後賀田施設長

就労環境が厳しい障がい者に働く機会と知識や能力向上の支援をすると同時に、過疎化や高齢化が進む地域の活性化を図るという試みで、集落の水路や竹藪整備の共同作業、稲刈りやカンラン栽培などの農作業のほか、米菓「ビスコッティ」の製造など独自の商品製造など幅広い活動の一端のお話がありました。

第2部講演では、社会福祉課計良課長補佐から佐渡の福祉活動や生活保護活動、障がい者福祉・支援活動など佐渡の現状と幅広い活動の概要の話があり、子どもからお年寄り、障がいのある方もない方も共に生きる島へと熱い想いを話していただきました。

(文責) 佐渡市東京事務所駐在員 小路 徹

## 編集後記

ついこの前まで半袖で過ごしていたのに、朝晩は肌寒く感じるようになってきました。

木々の葉も色づきはじめ、紅葉を楽しめる時期を迎えました。

休日には、澄んだ青空に映える紅葉を眺め、美しい景色を楽しみたいと思います。(k・o)

